

金城学院大学実験動物教育研究施設管理運営委員会規程

(2012年12月17日制定)

最終改正 2023年12月18日

(目的)

第1条 この規程は、金城学院大学動物実験委員会規程第10条に基づき、金城学院大学実験動物教育研究施設管理運営委員会（以下「本委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(業務)

第2条 本委員会は、金城学院大学動物実験委員会規程第6条第1項第3号及び第4号に関する事項を調査し、その結果を動物実験委員会に上程する。

(組織)

第3条 本委員会は、教員6名をもって構成する。

2 委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 本委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から互選する。

2 委員長は、本委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

4 委員長は、金城学院大学動物実験委員会規程第3条第10号に定める実験動物管理者を兼ねる。

(会議)

第6条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数により決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴取することができる。

(施行細則)

第7条 施設内の動物飼育に関する申合せは、これを別に定める。

(所掌事務)

第8条 本委員会に関する事務は、教育研究支援部がこれを行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2012年12月17日常任理事会)

この規程は、2012年12月17日から施行する。

附 則 (2023年12月18日常任理事会)

この附則は、2023年12月18日から施行する。